

2023年2月

全国の被害者の会各位  
クレサラ対協会員弁護士各位  
クレサラ対協会員司法書士各位  
消費生活相談員各位  
関係者各位

## 債務整理「会わずの弁護士・司法書士事務所」(仮称)による

### 2次被害に関するアンケートのおねがい

全国クレサラ・生活再建問題被害者連絡協議会

日頃より当協議会の活動にご指導ご鞭撻を頂き誠にありがとうございます。

多重債務問題は、かつては最大・最悪の消費者被害でした。クレサラ対協、被連協に結集する皆様方の多大なるご尽力により、日弁連、日司連などとも協働して、多重債務被害の救済、被害発生の予防に向けて、被害対策はもとより立法運動にも携わって来ました。当協議会もその一翼を担ってまいりました。これらの運動により、多重債務被害救済、被害発生防止が大きく進展いたしました。

しかしながら、現在の多重債務実務にあっては別の次元で看過しがたい問題を惹起させつつあります。それは、いわゆる「フリーライダー」とも言われる弁護士・司法書士事務所が存在し、それらの事務所が具体的には「会わずの弁護士・司法書士事務所」(仮称)とも呼ばれる直接面談をせず多量にかつ機械的に処理をし、他方その内実が依頼者の生活再建を顧みないだけでなく、逆にこれを阻害させるような実務対応となっているという社会問題です。

#### 「会わずの弁護士・司法書士事務所」(仮称)による2次被害とは・・・

- 弁護士・司法書士が相談者本人と直接面談をしない。  
そのうえに・・・
- 家計生活全体を考慮に入れた相談をしてくれない。
- 破産状態なのにあえて、任意整理にしようとする。
- 報酬額が異常に高く、余計に負担が増えた。
- 報酬の分割支払いが出来ないと、すぐに辞退された。
- 報酬の取り立てがきびしい。
- ヤミ金業者と裏で繋がっているみたいだ。

また、これらの事務所はTVコマーシャル、ラジオコマーシャルを流し、更には、ネット

広告で24時間、全国対応と謳っており、少なくない被害を現実に生んでいます。

そこで、当協議会は、こうした被害の事例と実情把握のために、このたび、アンケート調査を実施させていただくこととしました。多くの事案を収集し、被害の著しい事案にあっては、法的対応等も含めて実施し、被害者の救済と被害の撲滅のため、皆様方のご理解とご協力をお願いしたいと考えております。なお、本アンケートの集計結果についてはその一部を公表もしくは調査、研究のために提供する場合がありますので、その旨ご了解ください。

よろしく願いいたします。

【送付先】 全国クレサラ・生活再建問題被害者連絡協議会  
〒530-0047 大阪市北区西天満4丁目5番5号  
マーキス梅田301号 大阪いちょうの会内  
TEL06-6361-0546 Fax06-6361-6339  
Mail osaka@ichounokai.jp

(参)

日弁連、債務整理事件処理の規律を定める規程

[093 債務整理事件処理の規律を定める規程 \(nichibenren.or.jp\)](http://nichibenren.or.jp)

預り金等の取扱に関する規定

[https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/jfba\\_info/rules/pdf/kaiki/kaiki\\_no](https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/jfba_info/rules/pdf/kaiki/kaiki_no)

弁護士等の業務広告に関する規定

[https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/jfba\\_info/rules/pdf/kaiki/kaiki\\_no](https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/jfba_info/rules/pdf/kaiki/kaiki_no)

日司連、債務整理事件処理に関する指針。

[日本司法書士会連合会 | 「債務整理事件の処理に関する指針」策定についての会長声明 \(shihoshoshi.or.jp\)](http://shihoshoshi.or.jp)

被連協事務局行き

回答期限 2023年3月末

➡FAX06-6361-6339

➡メール osaka@ichounokai.jp

## 「会わずの弁護士・司法書士事務所」(仮称)による2次被害アンケート

### 具体事例報告書

第1 会わずの弁護士・司法書士事務所被害だと思われる相談事例についてお尋ねいたします。

	報告日 2023年 月 日
	報告者 所属( )お名前 ( )
	報告者の連絡先➡都道府県名 ( ) ☎ _____ FAX _____ Mail _____ お名前の公表について➡ <input type="checkbox"/> 公表してもかまわない <input type="checkbox"/> 匿名を希望する
Q1	「会わずの弁護士・司法書士事務所」被害と思われる事例の相談をうけたことがありますか？
A1	1. <input type="checkbox"/> ある 2. <input type="checkbox"/> ない

以下、Q1で「ある」と回答された方にお尋ねします。

Q2	被害者の属性についてお書きください。
A2	都道府県名( ) 性別(男 女) 年齢( 才) 年収あるいは月収 (およそ 年収 月収 )
Q3	「会わずの弁護士・司法書士事務所」の属性をお書きください。
A3	事務所名( )所在都道府県( ) 弁・司名( )
Q4	被害者は「会わずの弁護士・司法書士事務所」に依頼をした当時、どのような経済状態と思われましたか？ (もっとも典型的と思われる被害事案をもとに、いずれかをチェック)
A4	1. <input type="checkbox"/> 複数の多重債務があったが、任意整理で生活の再建を期待することが可能であった 2. <input type="checkbox"/> 複数の多重債務があり、破産を選択すべき状態であった
Q5	被害者がそれらの事務所を知った媒体は (いずれかをチェック)
A5	1. <input type="checkbox"/> テレビ 2. <input type="checkbox"/> ラジオ 3. <input type="checkbox"/> 新聞 4. <input type="checkbox"/> 雑誌 5. <input type="checkbox"/> スマホ 6. <input type="checkbox"/> インターネット 7. <input type="checkbox"/> 知人・友人 8. <input type="checkbox"/> 自治体・行政 9. <input type="checkbox"/> 弁護士会・司法書士会 10. <input type="checkbox"/> 法テラス

	11. <input type="checkbox"/> その他 ( )
Q6	「会わずの弁護士・司法書士事務所」と思われる事案について、あなたが問題と思われる事例についてはどのようなものだったでしょうか? (複数回答可)
A6	1. <input type="checkbox"/> 弁護士・司法書士との面談が無かった 2. <input type="checkbox"/> 弁護士・司法書士との面談が極めて短時間 3. <input type="checkbox"/> 本人の資力に著しく見合わない着手金額 (着手金の額1件あたり 円 総額 円) 4. <input type="checkbox"/> 受任後の交渉未着手(着手金を分割払いとされ(( )ヶ月払い)完了まで未着手) 5. <input type="checkbox"/> 破産相当であるにもかかわらず任意整理へ仕向けられた 6. <input type="checkbox"/> 過払い事案のみの受任とされた 7. <input type="checkbox"/> ヤミ金事案を除外された 8. <input type="checkbox"/> ヤミ金事案のみの処理とされた 9. <input type="checkbox"/> おまとめ融資・借換えへと仕向けられた 10. <input type="checkbox"/> 家計全体を考慮に入れた相談をしてくれなかった 11. <input type="checkbox"/> その他 ( )
Q7	副次的被害・二次被害の類型はどのようなものだったでしょうか? (複数回答可)
A7	1. <input type="checkbox"/> 借金が減らなかった 2. <input type="checkbox"/> より生活が苦しくなった 3. <input type="checkbox"/> 新たな負債が増えた (新たな負債の内訳) <input type="checkbox"/> サラ金 <input type="checkbox"/> ヤミ金 <input type="checkbox"/> 親族・知人からの借り入れ <input type="checkbox"/> その他 ( ) 4. <input type="checkbox"/> 着手金の支払いが滞ったらすぐに辞任された 5. <input type="checkbox"/> 着手金の支払いの催促取り立てがひどかった 6. <input type="checkbox"/> その他 ( )
Q8	ヤミ金事件に特化してお尋ねします。
A8	ヤミ金からのお金は「一切支払う必要はない」と説明を受けましたか (はい いいえ) 元金も支払わされましたか (はい いいえ) 1件当たりの費用( 円) 費用総額( 円) 費用の支払い方法( )

第2 具体的事例についてお尋ねします。(枠を拡げて自由にお書きください)

Q9	あなたが相談を受け（受任し）た、被害事例について、とくに問題と思われる事案を簡潔に記入してください
A9	1 相談時期➡_____年____月 2 会わずの弁護士（司法書士）事務所へ相談者が依頼をした年月 ➡_____年____月 3 具体的被害内容➡➡
Q10	被害内容を具体的にお書きください
A10	➡➡➡

ご協力ありがとうございました。